

議第 1 号議案

桐生市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者 桐生市議会議員 辻 正 男

賛成者 桐生市議会議員 丹 羽 孝 志

同 渡 辺 恒

同 北 川 久 人

同 久 保 田 裕 一

同 福 島 賢 一

同 河 原 井 始

桐生市議会議長 人 見 武 男 様

桐生市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

桐生市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年桐生市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項本文中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第5項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第5項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日
 - (2) 第54条から第56条までの改正規定 令和7年6月1日
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議第 1 号議案 桐生市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例案

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。